

陳情第4号

陳 情 人 佐野市植下町442-12

特定非営利活動法人ちもり

代表理事 菅 圭 ほか1者

不登校児童生徒の学びの機会保障のためのフリースクール及び不登校家庭への補助・助成制度の新設に関する陳情

1 陳情の要旨

現在、佐野市においても全国と同様に、不登校の児童生徒が増加しています。このような状況において、学校以外の学びの場であるフリースクールなどは、子どもたちの自己肯定感や社会性を育み、将来への希望を見出す上で大きな役割を果たしています。

しかし、これらの活動は主に家庭が負担する利用料によって支えられていて、経済的な理由から必要な支援を受けられない子どもがいるのが現状です。

日本国憲法第26条第1項には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあります。また、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第5条では、地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務が定められています。このような理念に基づき、すべての子どもたちに公平な学びの機会を保障するための制度整備が急務であると考えます。

そこで、佐野市として、フリースクール及び不登校家庭への補助・助成制度を創設・拡充していただきたく、次のとおり陳情します。

- (1) 佐野市独自のフリースクール等への補助・助成制度を創設していただきたいです。
- (2) 不登校児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、利用料などに対する助成制度を創設していただきたいです。
- (3) 補助・助成制度を設計する際には、民間事業者や保護者、子どもたちなど、関係者との対話の場を設けていただきたいです。

- (4) 佐野市として、不登校という社会的な課題に対して、学校外での学びや育ちを積極的に支援する姿勢を明示していただきたいです。

2 陳情の理由

(1) 子どもの権利保障と教育の多様性の確保

近年、不登校の児童生徒数は全国的に増加しており、佐野市も例外ではありません。複雑化する不登校の背景に対応するためには、一人ひとりの状況に応じた多様な教育の選択肢が必要です。フリースクールは、画一的な学校教育に馴染めない子どもたちにとって、安心できる居場所となり、学習の機会を提供しています。

(2) 家庭の経済的負担の軽減と教育機会の公平性の確保

フリースクールの多くは家庭が負担する利用料で運営されていて、年間平均費用は39.6万円にもなります。保護者からは「行政からフリースクールにお金を出してほしい」という要望が83.0%と最も多く寄せられています。

公立学校に通う児童生徒一人あたりには、年間84万8,000円（小学生）、97万9,000円（中学生）の教育予算が投じられています。不登校という理由だけでこの公的支援から排除されるのは、著しい不平等であり、こども基本法第3条第2号の「教育を受ける機会が等しく与えられる」という基本理念に反するものです。

このような課題に対し、すでに支援を始めている自治体もあります。例えば、さくら市では、不登校の小・中学生の保護者に対し、フリースクール等の利用料を助成しています。これは、子どもたちの居場所を確保し、社会的自立を支援することを目的としていて、月額1万円を上限に助成が行われています。また、つくば市では、不登校児童生徒を支援する民間施設を利用する家庭の経済的負担を軽減するため、月額2万円を上限に利用料の一部を補助する制度を設けています。また、運営者に対しても、支援体制の整備や運営に係る経費を補助しています。

佐野市には、学習支援や就学援助制度など、様々な教育支援策が存在します。フリースクールへの助成制度を新設することは、既存の制

度を補完し、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもに等しく、質の高い教育機会を提供することにつながると考えます。

(3) 子育て世代に選ばれるまちづくりへの貢献

教育環境の充実は、子育て世代の移住・定住を促す重要な要素となっています。フリースクールへの助成は、多様な価値観を持つ子育て世代に「この市なら安心して子育てができる」という強いメッセージを発信することにつながります。これにより、市のイメージ向上と人口増加、ひいては地域経済の活性化にも貢献するものと信じています。